

ITF 児童に対するセーフガーディングの方針

「テニスの長期的な成長と持続可能性を確保する」という目標の一環として、国際テニス連盟（ITF）は、児童のセーフガーディングを非常に重視しており、選手、役員、管理者、ボランティアなど、誰もが安全で包括的な環境でテニスを楽しむ権利があると考えています。

私たちは、セーフガーディングに関する責任と懸念事項の提起手順が広く理解され、ITF のすべてのイベントや活動に根付いた文化を築くことに尽力しています。セーフガーディングは、ITF の中核的価値観全体を通して「黄金の糸」として機能し、あらゆるレベルのテニス選手がテニスで前向きな経験を持ち続けられるようにする必要があります。

本方針は、すべての児童の保護に関して、ITF の全員とその活動に関わるすべての人々に対する ITF の基準と期待を定めています。

David Haggerty
ITF President

目次：ページ

1. はじめに 2 - 3
2. 私たちの公約 3
3. 定義 3 - 4
4. 適用範囲 4
5. 中核原則 4 - 5
6. 政策目標 5
7. セーフガーディングに関する法律とガイドライン 5 - 6
8. 国際テニスのセーフガーディングに向けた協力 6
9. 見直し 6
10. より安全な採用 6 - 7
11. ITF のセーフガーディングの役割と責任 7 - 8
12. ITF と子どもたちの関わり 8 - 11
13. セーフガーディングの研修 11
14. 信頼関係／信頼の濫用 11 - 12
15. ITF セーフガーディングに関する行動規範 12 - 13
16. 虐待と不適切な慣行の分類 14 - 16
17. 子どもと若者に対する追加リスク 16 - 18
18. 虐待と不適切な慣行の特定 18
19. 傾聴の文化 18
20. 開示への対応方法 18 - 19
21. ITF セーフガーディングに関する懸念事項を報告する義務 19 - 21
22. 報告はどうなるのですか？ 21 - 22
23. データ保護と情報共有 22

24. セーフゲーディングの支援と監督 22 - 23

25. 危機管理計画 23

26. 内部告発ポリシー 23

1. はじめに

セーフゲーディングとは？

セーフゲーディングとは、すべての子どもの福祉を促進するために、人々や組織が協力して行う行動です。これは、子どもの健康と発達に対する危害のリスクを特定し、必要に応じて、その危害を防ぐために積極的な行動をとることを意味します。子どものセーフゲーディングは、すべての人の責任です。

児童保護とは、重大な危害を受けた、受ける危険がある、または受けている子どもの安全を確保するために必要な一連の行動または活動です。これには通常、子どもを保護するために、事件や懸念事項を、時には緊急に、警察や政府機関などの法定機関に通報することが含まれます。

子どものスポーツ活動におけるセーフゲーディング

スポーツは社会において重要な役割を果たしています。統括団体やスポーツ団体は、すべての参加者が前向きな経験を得られるよう努めなければなりません。スポーツにおけるセーフゲーディングは、国際的には「セーフスポーツ」または「子どもの保護」プログラムと呼ばれることがあります。

ハラスメント、虐待、暴力には、意図的な行為から、子どもの福祉のために適切な行動をとらないことまで、様々な行為が含まれます。子どもは大人よりも虐待を受けやすい傾向があります。その脆弱性に影響を与える要因には、力関係の不均衡、認知のおよび／または身体的発達、感情の成熟度、教育、そして影響や搾取を受けやすいことなどがあります。

障がい者スポーツにおいては、特別な教育ニーズや障がい（SEND）のある子どもや、障がいによる身体的依存のある子どもが特に脆弱になる可能性があります。研究によると、障がいのある子どもは健常児に比べて虐待や虐待を受ける可能性が3倍高いことが示されています（Sullivan & Knutson 2000）。子どもが家庭内暴力、貧困、精神衛生上の問題、薬物乱用、ホームレス、政情不安、社会的排除を経験した場合も、虐待や搾取のリスクは高まります。

2. 私たちの公約

国際テニス連盟（ITF）は、主催または認可するテニスのトーナメント、イベント、プロジェクト、プログラムに参加するすべての子どもたちの安全を守ることに尽力しており、あらゆる形態のハラスメント、虐待、暴力、搾取を拒絶します。すべての活動に安全保護を実行するよう最善を尽くして組み込むことは、「未来の世代にテニスを届ける」という私たちの目標達成に不可欠です。

3. 定義

- 虐待とは、児童または成人が危害を被る原因となった作為または不作為を指します。
- 成人：18歳以上の者。
- 児童：18歳未満の者。
- 規範とは、ITF 児童セーフゲーディング方針および ITF 成人セーフゲーディング方針に定められた ITF

セーフガーディング行動規範を指します。

- 対象者とは、ITF セーフガーディング方針の対象となる者を指します。
- ハラスメント：人の尊厳を侵害し、または威圧的、敵対的、屈辱的、侮辱的、もしくは不快な環境を生み出す、望ましくない行為。
- 危害とは、個人によるハラスメント、虐待、不適切な慣行、またはその他の不適切な行為から生じる不当な悪影響または結果を指します。
- 独立裁定所（または「裁定所」）とは、ITF 規則に基づき招集される独立裁定所における訴訟手続きに関する手続規則に従って任命され、運営される独立かつ公平な裁定所を指し、ITF 規則に基づき付託された紛争、異議申し立て、上訴、その他の事項を決定する権限を有します。
- ITF：国際テニス連盟（ITF）は、テニス競技の世界統括団体です。
- ITF 競技会：国際テニス連盟が所有、運営、および／または認可するサーキット、トーナメント、またはテニスイベント。
- ITF 内部裁定委員会（「IAP」または「委員会」）：ITF が任命した委員で構成される委員会。ITF 規則に基づき招集された IAP における審理手続きに関する手続規則に従って任命され、活動する。ITF 規則に基づき付託された紛争、異議申し立て、控訴、その他の事項について裁定する権限を有する。
- ITF 規則とは、ITF の規則、規定、規約、および方針（随時改正されるものを含む）を意味する。
- ITF セーフガーディング方針とは、ITF 児童セーフガーディング方針および ITF 成人セーフガーディング方針を意味する。
- ITIA：国際テニス・インテグリティ・エージェンシー
- NA：各国協会
- 警察：国内または国際的な犯罪の防止と摘発を任務とする警察または法執行機関（例：インターポール）を意味する。
- 暫定資格停止処分とは、ITF のテニス活動のすべてまたは特定の活動への参加を一時的に禁止する処分であり、ITF の保護およびケース管理手順（SCMP）の第 5 条に従って課せられます。
- RA：地域協会。
- 保護委員会：保護委員会手続規則に従って任命され、運営される、独立かつ公平な保護委員会を意味します。
- 制裁：保護（または関連する）懸念の結果として、行動規範もしくは懲戒手続き、または行動規範、懲戒規定、保護方針もしくは手続（ITF またはその他の規定）に基づき、対象者（以下に定義）に対して課される、資格停止（暫定的またはその他の措置）、資格剥奪、措置、条件、要件、保護措置、および／またはその他の命令もしくは結果を意味します。
- 法定機関：人（児童またはその他の者を問わない）の保護、福祉、および／または保護に関連する法定または政府発行の権限を有する機関、政府機関、または同様の組織を意味します。
- 暴力とは、「あらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害、虐待、放置または怠慢な扱い、不当な扱いまたは搾取（性的虐待を含む）」を指します。（児童の権利に関する国際連合条約第 19 条）。

4. 適用範囲

対象者は、本保護方針（以下「方針」といいます）に拘束され、以下の者（成人または児童）と定義されます。

- ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動の認定を受けている、および／またはそれらに出場、指導、審判、勤務、またはその他の方法で参加している者。
- ITF テニストーナメントに出場または出場するための有効な IPIN 登録を保持している、および／または ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動に参加する者（以下「プレーヤー」といいます）。
- プレーヤーの親、法定後見人、または付き添い人である者。
- ITF が主催または認可するテニストーナメント、イベント、または活動に参加する、または参加を準備しているプレーヤーを支援、協力、治療、または援助するコーチ、トレーナー、マネージャー、エージェント、チームスタッフ、医療従事者、パラメディカルスタッフ、セラピスト、またはその他の人物である者。
- ITF 地域トレーニングセンターに通学、居住、雇用、または何らかの形でサービス提供の契約を結んでいる。
- ITF ツアーチームに何らかの立場で参加している。
- ITF の従業員、または ITF が任命したコンサルタントである。
- ITF または ITF が公認する審判またはコーチの認定資格または資格を保有している。
- 報酬の有無にかかわらず、ITF のトーナメント、イベント、または活動に参加する。
- ITF の契約社員またはボランティアとして活動している。
- ITF のトーナメント、イベント、または活動の運営または準備に何らかの形で関与している。

上記の対象者は、上記の活動に参加する条件として、本方針に拘束されることに同意し、本方針の違反に対するあらゆる結果を含め、本方針を執行する ITF の権限、および本方針に基づいて提起された事件および控訴を審理および決定するための ITF の保護およびケース管理手順に定められた審問委員会の管轄権に服従したものとみなされます。

5. 中核原則

私たちの中核となるセーフガーディングの原則は、国際テニスにおける安全保護と、すべての子どもの福祉と幸福の促進に対する組織的および個人的な責任を反映しており、以下の通りです。

- すべての子どもの福祉は最優先事項です。
- 安全保護はすべての人の責任です。
- すべての子どもは、肌の色、人種、国籍、民族的または国籍的出身、年齢、性別、性的指向、障がい、宗教に関わらず、嫌がらせ、虐待、暴力、搾取、不適切な練習から保護される権利を有します。
- すべての子どもは、あらゆる形態の嫌がらせ、虐待、暴力、搾取、不適切な練習のない、安全でインクルーシブな環境で、テニスを通して参加し、楽しみ、成長する権利を有します。
- 子どもたちは、私たちのすべての活動と関わりにおいて、安全で尊重され、大切にされていると感じるべきです。

- すべての対象者は、虐待やネグレクトの兆候に注意し、懸念事項を報告して、子どもたちが効果的な保護を受けられるようにしなければなりません。

6. 方針の目的

本方針の目的は、以下のとおりです。

- 子どもと直接関わる対象者およびパートナーの、より安全な採用を促進する。
- 子どもと関わるすべての関係者に対し、より安全な労働慣行の原則の遵守を確保し、警戒の文化を醸成するための情報を提供する。
- ハラスメント、虐待、暴力、または不適切な練習の危険にさらされている、またはさらされている人に関する懸念を報告する文化を根付かせることにより、対象者が子どもの保護に関する義務と責任を果たすことを確保する。
- 子どもに危険をもたらす人物を特定し、テニスから排除するための確固たる手順を推進する。
- 子どもが安全で、受け入れられていると感じ、敬意を持って扱われ、自分自身を守る力を与えられる環境を促進する。
- すべての子どもとその親／保護者、パートナー、そしてすべての対象者に対し、ITF の安全保護へのコミットメントを示す。

7. 保護に関する法律およびガイダンス

ITF は英国に本部を置く国際機関です。したがって、本方針の法的枠組みは英国の法律に準拠しています。

1989 年の国連児童の権利条約（UNCRC）は、18 歳未満の者を児童と定義し、児童の権利を保護し、児童向けのサービス開発のための児童中心の枠組みを提供する国際協定です。UNCRC は、児童の権利が認められ、保護されることを確保するために、多くの国の政府によって批准されています。

ITF のトーナメント、イベント、活動、および児童との関わり的大部分は国際的なものであり、開催国には児童の保護に関する独自の法律があります。対象者は、ITF 公認のトーナメント、イベント、およびその他のテニス活動に従事する際に、国内のすべての関連刑法を遵守するものとします。適用される刑法は、このポリシーに定められた規定よりも優先されます。

ITF の 2025 年定款には、ITF がスポーツ参加者、特に子供や社会的弱者を含む人々の安全と福祉を尊重し、促進し、配慮することが盛り込まれています（第 2.2.7 条）。

各加盟各国協会（NA）は、この ITF 児童保護方針と実質的に同等の地域的な保護方針を自らの規則に組み込む必要があります。各地域協会（RA）は、この ITF 児童保護方針と実質的に同等の方針を実施し、施行する必要があります。

ITF は、加盟各国協会（NA）および RA がそれぞれの地域的な保護方針に基づいて行った決定を承認し、受け入れる権限を有します。NA および RA はまた、ITF から要求された場合、ITF および／または他の各国協会／RA が行った保護に関する決定を承認し、施行しなければなりません。

8. 国際テニスの安全確保に向けた協力

このセーフゲーディングの方針は、すべての対象者の安全を強化することを目的としています。この安全保護方針は、コート上での行動規範に関する事項に代わる、または干渉するものではありません。これらの事項は、関連するテニス規則に基づき、任命された審判員によって対処される場合があります。ただし、ITF は、コート上での活動中にも安全保護関連の問題が発生する可能性があることを認識しており、必要に応じて、この方針に定められた規定、および必要に応じて ITF のセーフゲーディングおよびケースマネジメント手順（SCMP）が適用されます。

協力は、児童の安全保護の多くの側面の基盤となります。ITF は、国際警察および法定当局、地域協会、各国協会、女子テニス協会（WTA）、男子プロテニス協会（ATP）、国際テニス・インテグリティ・エージェンシー（ITIA）、その他のテニスまたはスポーツ統括団体と連携し、世界中のテニスがすべての参加者にとって安全で包括的なスポーツとなるよう努めます。

この目標達成のため、ITF はすべてのパートナーに対し、以下のことを推奨します。

- 本ポリシー（または同等のポリシー）を策定し、そのコミットメントを示すとともに、本ポリシーに記載されている原則および「スポーツにおける子どものための国際的セーフガード 1」の枠組みに準拠した独自のセーフガード手順を実施すること。
- 自国の管轄区域内において、テニスにおける子どもおよび大人への虐待や不適切な行為の申し立てについて、自国の法令およびテニス規則に準拠した調査を開始・主導すること。
- 本ポリシーへの違反が疑われる場合は、ITF セーフガードチームに報告し、調査が必要なセーフガード事項について ITF と協力し、迅速かつ適切に調査が実施されるよう努めること。これにより、作業の重複や証拠収集手順の不備を回避し、テニスにおける子どもおよび大人へのさらなる危害リスクを管理すること。
- 保護方針に基づき、テニス活動への参加資格停止または出場停止となる暫定的または最終決定の対象となるすべての人物について、ITF 保護チームに通知することにより情報を共有する。
- 必要なデューデリジェンスを実施した後、ITF、地域協会、各国協会、WTA、ATP、ITIA、またはその他のスポーツ統括団体との間で、調査対象者に対する暫定的出場停止処分（刑事処分または懲戒処分）、または児童および成人の保護に関する調査の結果として科された制裁措置の相互関係について、調整および連絡を行う。
- 本方針に基づき、その権限下にある人物に対して下された決定を認識し、遵守し、実施する。

9. 見直し

本方針および関連方針は、事件、新たな法律、法定ガイダンス、または保護事例の勧告により中間見直しの必要性が示唆されない限り、毎年見直されます。本方針は、ITF のウェブサイトから閲覧またはダウンロードできます。

10. より安全な採用

ITF は、より安全な採用方針を運用しており、ITF テニス活動のあらゆる側面において児童と関わるために ITF に採用された対象者が、その役割に適切な資格を有していることを確保することに尽力しています。これは、必要に応じて、児童と関わる業務を許可される前に、英国の強化レベルおよび／または禁止レベルの開示・禁止サービス（または出身国における同等の海外犯罪記録調査）による犯罪歴調査を受け

る必要があることを意味します。対象者は、業務内容に応じた保護研修を受け、児童の保護に対する責任を理解します。

第三者団体またはパートナーが ITF に代わって児童向けのテニス活動、トーナメント、イベントを提供する場合、当該団体は ITF セーフガーディングの方針および最低限の安全保護基準を遵守する必要があります。これらの基準は、提供前にガイダンスに記載され、契約書またはサービスレベル契約書に記載される場合があります。

注：日本における DBS (Disclosure and Barring Service 犯罪証明管理および発行システム)は、こども性暴力防止法の成立とこれからの交付を 2026 年度中に施行予定です。

11. ITF におけるセーフガーディングの役割と責任

シニア・セーフガーディング・リーダー

シニア・セーフガーディング・リーダーは、以下の役割を担います。

- セーフガーディングを積極的に推進し、ITF のセーフガーディングに関する方針と手順が ITF 理事会で定期的に議論されるようにする、上級幹部職員です。
- 理事会と、セーフガーディングに関する具体的な戦略責任および／または運用責任を負う ITF 職員との間の効果的なコミュニケーションラインを確保する戦略的責任を負います。
- セーフガーディングの実践を開発、実施、およびレビューするための十分なリソースを要求します。
- セーフガーディングに関する具体的な戦略責任および／または運用責任を負う ITF 職員が、助言、支援、および定期的な臨床的監督にアクセスできるようにします。
- ITF におけるセーフガーディングの戦略的計画立案に責任を負います。

セーフガーディング・マネージャー

セーフガーディング・マネージャーは、以下の責任を負います。

- 組織全体における本ポリシーおよび関連手順の実施について、包括的な責任を負います。これには、堅牢な報告体制およびケース管理体制の構築が含まれます。
- すべてのセーフガーディング・ケースの捜査に対する ITF の対応について、警察および法定当局との調整を行い、本ポリシー違反の疑いのある事件の捜査を実施する責任を負います。
- ITF 指定セーフガーディング・オフィサーの採用、研修、教育に責任を負い、地域協会または全国協会指定セーフガーディング責任者にインシデントまたはケース管理のサポートを提供します。
- すべての対象者に対するセーフガーディングの推進と教育に責任を負います。
- 人事部と緊密に連携し、ITF のあらゆる活動において児童と関わるすべての ITF スタッフの安全な採用と研修を確実に実施します。
- 犯罪歴やセーフガーディングに関連する情報を含む、英国 DBS および海外犯罪記録調査の適格性審査に積極的に関与します。
- 組織全体の安全保護に関する総括的な責任を負い、ITF 地域トレーニングセンターや ITF ツアーチームなど、ロンドン本部から離れた場所で行われるプログラムのための堅牢な安全保護および福利厚生体制の構築に携わっています。
- ITF ワールドテニスツアー、その他の ITF テニスツアー、ITF 国際チーム競技会、ITF 開発部門の活動

など、ITF 活動のあらゆる分野における安全保護を推進し、社内外のすべての関係者と協力して、安全保護が確実に定着するように努めています。

- ITF のコミュニケーションネットワークの様々な手段を通じて、研修、助言、サポートを提供することにより、子どもと大人の継続的な安全と保護を確保するために必要な機能を遂行するための適切な研修と資格を有しています。

事務局長、部門長、および上級管理職

安全保護に関する方針、手順、およびシステムに関する特別な責任は、経営陣および職員の採用、選考、研修に関与する者に与えられています。事務局長とその上級職員は、担当部署およびプロジェクトにおける日常業務において、ITF の安全保護、より安全な採用、および安全な労働慣行の遵守を確保する責任を負います。

すべての対象者

ITF は、すべての対象者が、その役割の一環として、以下の事項を含む本方針を遵守することを期待しています。

- 児童に安全な環境を提供すること。
- 特別な支援を必要とする可能性のある児童、または危害を受けている、あるいは危害を受けるリスクのある児童を特定すること。
- 児童を危害から保護するために必要な適切な措置を直ちに講じること。
- 安全保護に関するあらゆる事件または懸念事項を報告すること。
- 懸念事項に対処するため、警察、法定当局、および/または ITF 安全保護マネージャーおよび指定安全保護担当者と協力すること。

12. ITF と児童の関わり

12.1 職業体験

18 歳未満の方を対象とする ITF での職業体験実習または教育訪問については、適切なレベルの保護措置が講じられるよう、人事部長と ITF セーフガーディング・マネージャーに事前に通知する必要があります。通知には以下の内容が含まれます。

- 実習を希望する受入担当者または組織の連絡先（書面）。
- 部門長による承認および計画されている活動内容の詳細（事前）。
- テニス、実験観察など、提案された活動に対する保護者の書面による同意。
- 活動期間および活動に関するリスクアセスメント。
- 受入担当者、監督者、および ITF スタッフと参加者への参加指示。

実習中、18 歳未満の方は、監督なしで児童に接触したり、児童の監督を求められたりすることはありません。この方針（行動規範を含む）は、職業体験実習生を監督する対象者に適用されます。

12.2 テニスにおける障害のある参加者

2010 年英国平等法では、日常生活の通常の活動を行う能力に「重大」かつ「長期的」な悪影響を及ぼす身体的または精神的な障害を持つ人は、障害者と分類されます。障害のある子どもは、障害によっ

て追加的なニーズを抱える場合があります、特に虐待を受けやすい場合があります。

ITF のためにテニス活動を提供する対象者は、テニス環境がこれらのニーズを認識し、活動期間中、参加者の安全を守るために必要に応じて合理的な調整を行う責任があります。

障害は必ずしもすぐに明らかになったり、目に見えるとは限らないため、障害に関する情報は、あらゆる活動に参加する前に入手する必要があります。この情報は、ITF のデータ保護方針および手順に従い、厳重に機密扱いされ、障害のある参加者の安全と健康に責任を負う対象者とのみ共有されなければなりません。

虐待のリスクが最も高いのは、行動障害や素行障害のある子どもです。その他の高リスクグループには、以下の子どもたちが含まれます。

- 学習障害／障がいのある子ども
- 言語障害のある子ども
- 健康上の問題のある子ども
- 聴覚障害のある子ども

12.3 車いすテニス

ITF の車いすテニスにおける使命は、車いす選手があらゆるレベルでプレーし、競技する機会を創出することです。したがって、本方針は 18 歳未満の選手が参加するすべての ITF 車いすテニス活動に適用され、ITF 車いすテニス規則およびクラス分け規則と併せてお読みください。

監督、アクセシビリティ、輸送、旅行、宿泊施設、競技施設、トーナメント環境、車いすテニス選手を含むすべての選手に適切なレベルのケアを提供するためのプログラムなど、安全保護のベストプラクティスに関するさらなるガイダンスは、ITF から発行される場合があります。

12.4 ITF トーナメントおよびイベント

上記第 7 条に基づき、すべての地域協会および各国協会は、開催地における国内の安全保護法およびテニス規則に準拠した独自の安全保護方針および手順を実施する必要があります。

ITF のトーナメントまたはイベントにおいて、対象者に関するハラスメントまたは虐待の事件が申し立てられた場合、ITF は、関係する各国協会および／または地域協会に対し、適用される現地の保護方針および手順を実施することにより、まず申し立てを調査し解決するよう奨励し、支援します。そのような方針および手順がない場合、または下記第 22 項に記載されている理由のいずれかに該当する場合、ITF は管轄権を有し、すべての保護上の懸念事項が適切に調査、告発、および制裁されるよう徹底します。すべての ITF トーナメントおよびイベントには、現地で指名された指定保護責任者（DSO）が配置され、すべての保護上の事件または懸念事項への対応を担当します。DSO の連絡先は、到着前にトーナメント・ファクトシートで提供されます。

本方針は、各 ITF ツアーまたは競技会の組織要件および規則と併せてお読みください。

12.5 18 歳未満の成人向け環境への参加

18 歳未満の選手は、成人も参加資格のあるトーナメントに参加できます。

ITF ツアー、団体戦、またはトレーニングキャンプなどの関連イベントに出席または参加する 18 歳未満の

すべての対象者は、この ITF 児童保護方針に定められた規定の対象となります。

ITF ツアー、団体戦、またはトレーニングキャンプなどの関連イベントに出席または参加するすべての対象者は、当該トーナメントまたはイベント中は適切な行動をとらなければなりません。

12.6 国際オリンピック委員会 (IOC) および国際パラリンピック委員会 (IPC) 主催イベント

IOC と IPC は、国際テニス連盟 (ITF) をテニスの世界統括団体として承認しています。ITF のすべての規則、実践、活動は、オリンピック憲章および IPC ハンドブックに準拠しなければなりません。ITF は、オリンピック競技大会におけるテニスとパラリンピック競技大会における車いすテニスの運営において、独立性を維持しながら、管理と指導の責任を負います。

IOC の「選手およびその他の参加者に対するハラスメントおよび虐待からの保護に関する枠組み」および IPC の「パラリンピック競技大会における報告手順」は、オリンピックおよびパラリンピック競技大会の期間中、それぞれ当該競技の参加者に適用されます。ITF 指定のセーフガーディング責任者は、IOC/IPC 指定のセーフガーディング責任者と緊密に連携し、オリンピックおよびパラリンピック競技大会におけるテニスまたは車いすテニスに関して報告されたすべてのセーフガーディング事案または懸念事項に対処します。

オリンピックまたはパラリンピック競技大会中に対象者を巻き込んだハラスメントまたは虐待事案が発生したとされ、競技大会終了後に ITF に報告された場合、当該事案は ITF 規則に基づく適切な手続きにより解決されるものとします。

12.7 グランドスラム選手育成プログラム (GSPDP) /ITF ツアーチーム

ITF 育成部は、すべてのツアーチームの運営を監督し、選手と共に働くすべてのスタッフが ITF の安全確保方針に従って任命されていることを確認します。この方針は、各 GSPDP ツアーに関連して実施されるすべての活動に適用されます。ツアーごとに、さらに個別の安全保護ガイダンスが発行される場合があり、ツアーの計画にあたっては、ITF 安全保護マネージャーと ITF セキュリティマネージャーの両方に相談する必要があります。

12.8 ITF 地域トレーニングセンター

ITF は、国際的に地域トレーニングセンター (RTC) を運営しています。ITF 育成部は、各国協会および/または地域協会との契約に基づき、すべての RTC の運営を監督します。

すべての RTC は、適切な訓練を受けた選手ケアおよび指定安全保護責任者を任命します。保護対象者に関わるあらゆる安全保護事案または懸念事項は、RTC プレーヤーケアおよび指定安全保護責任者または RTC マネージャー/リーダーから ITF 安全保護チームに直ちに通知されなければなりません。

RTC が拠点を置く国には、18 歳未満の児童の保護に関する独自の国内法および地方法があります。したがって、RTC は、レベル 3 のケース (すなわち、外部の法定当局への照会を必要とするケース) に関して、各国独自の保護ガイダンスを策定し、実施する必要があります。このガイダンスは ITF 保護マネージャーと合意され、そのようなケースが外部に照会された場合、または RTC スタッフが警察または法定当局からケースの通知を受けた場合、RTC プレーヤーケアおよび指定保護責任者または RTC マネージャー/リーダーは、緊急に ITF 保護マネージャーに通知する必要があります。懸念事項または申し立てが、調査または制裁のために当該国の保護当局に照会する基準を下回る場合、RTC はこのポリシーに戻り、ITF 保

護およびケース管理手順に定められた措置に従わなければなりません。

12.9 選手の宿泊施設／ホストファミリー／民間住宅

このセクションは、ワールドテニスツアージュニアの組織要件と併せてお読みください。

ITF ワールドテニスツアーに出場する選手、または GSPDP ツアーチームの一員として出場する選手は、特定のトーナメントまたはイベントのために、異なる形式の公式宿泊施設に滞在する場合があります。これは、安全保護リスクの管理において課題となる可能性があり、以下の条件が適用されます。

- 18 歳以上の選手を含む被保険者は、18 歳未満の選手とホテルの部屋または宿泊施設のその他の寝室を共有してはなりません。ただし、その被保険者が子供の親または法的保護者である場合は除きます。
- 18 歳未満の選手は、18 歳未満の同性の選手と部屋を共有することができます。すべての選手は、各自のベッドを用意する必要があります。
- いかなる状況においても、異性の選手が部屋を共有することは許可されません。

18 歳未満の選手は、以下の条件を満たさない限り、ホストファミリーに宿泊させることはできません。

- ホストファミリーは、開催国の協会が運営・承認するプログラムに参加していること。

このプログラムには、身元調査、家庭訪問、関連要件に関するホストファミリーへの研修が含まれます。

- ITF、各国協会、保護者、および選手には、ホストファミリーに選手を宿泊させる予定の大会の少なくとも 6 週間前までに書面で通知されます。この通知には、各国協会のホストファミリー向けプログラムと、当該大会またはイベントにおける予定されている宿泊手配の詳細が記載されていなければなりません。
- 各選手の保護者または後見人は、当該大会またはイベントの期間中、子供がホストファミリーに宿泊することについて、該当する大会主催者に事前に書面による同意を与えなければなりません。

13. 保護に関する研修

ITF で働く、または ITF のために働く対象者は、役割に応じたレベルの保護と意識向上に関する研修を受けることが重要です。これにより、虐待、ネグレクト、不適切な慣行の兆候を認識し、懸念がある場合の対処方法を理解することができます。具体的には、以下のとおりです。

- 新入職員は、オリエンテーション中に保護チームから説明を受け、ITF の保護に関する方針と手順について理解を深めます。
- すべての対象者は、職務の一環として保護に関する研修を受けます。
- 保護に関する再教育研修または最新情報の提供は毎年実施され、e ラーニング形式で提供される場合もあります。
- 人材育成および研修の記録は、保護チームによって保管されます。

14. 信頼関係／信頼の濫用

児童に対する、または児童に対する不適切な性的行為は容認されず、違法となる可能性が高い。性的同意の法定年齢は国によって異なる場合があります、例えば英国では 16 歳である。一部の国では、「信頼される立場」または責任ある立場にある人物による特定の行為は、児童が法定同意年齢に達していても性犯罪とみなされる場合がある。

したがって、児童に対する力関係の不均衡を悪用する成人による性的虐待のリスクに対処するため、ITFは「信頼関係」の原則を適用している。これは、児童と、児童がテニス活動に参加する際に世話、助言、監督、指導、または支援を行う対象者との関係を対象とする。

このような信頼関係が存在する場合、いかなる性的関係もあってはならない。この信頼関係に関する規定は、18歳未満の児童を保護することを目的としています。児童は、法的には性行為に同意できるにもかかわらず、力関係の不均衡により性的虐待や搾取の被害を受けやすいと考えられています。このような行為は、18歳未満の児童がコーチや医療スタッフなどの成人の専門家と密接に協力している場合や、成人が多数を占める環境に参加している場合に特に多く見られます。性的関係が合意に基づくものであるかどうかにかかわらず、力関係の不均衡はそのような関係を虐待的なものとし、本ポリシーの重大な違反となります。

15. ITF セーフガーディング行動規範

すべての子どもたちがテニスにおいて最も有意義で安全な体験を得られるように、すべての対象者は、このITF セーフガーディング行動規範を理解し、遵守しなければなりません。これにより、子どもたちの安全を守るための模範となる行動をとることができます。より安全な労働慣行の原則を遵守することで、虐待やネグレクトの申し立てを受けるリスクも軽減されます。対象者が子どもの安全を守る義務を果たさず、このセーフガーディング行動規範に違反した場合は、本ポリシーに違反したものとみなされ、ITF セーフガーディングおよびケースマネジメント手順（SCMP）に基づいて対処されます。なお、対象者とは、成人または子どもを指します。

A. 対象者は、以下の義務を負います。

- i. 子どもがいる前や子どもの声が聞こえる場所では、マナー、敬意、フェアプレー、スポーツ精神といった前向きな行動を示す、模範的な存在であること。
- ii. すべての子どもの安全と福祉を最優先すること。
- iii. テニスにおいて、安全で誰もが参加できる環境を作ること。
- iv. 子どもや若者のニーズ、希望、考え、懸念に注意深く耳を傾け、真剣に受け止めること。
- v. 子どもと接する際には、専門的な境界線を設定し、維持すること。そして、信頼関係にあることによる力と責任の不均衡を認識すること。
- vi. 子どもと接する際は、セッションの様子を観察し、中断することができ、他の大人が監視できるオープンな環境でのみ行うこと。
- vii. オープンな環境での身体接触は、子どもの同意を得た場合、かつ正当なスポーツ活動（例：テニスのコーチングや怪我の評価）において必要な場合にのみ行うこと。
- viii. オンラインコミュニケーションを含め、子どもとの適切でオープン、かつ透明性のある、専門的な関係を維持すること。
- ix. 子どもの更衣室、ロッカールーム、または宿泊施設には、選手を監督するため、他の大人が同席している場合、または緊急時もしくは安全上の懸念がある場合のみ立ち入ります。
- x. すべての子どもを敬意と平等をもって扱います。
- xi. 贈り物は、すべての子どもに平等に配布され、動機付けまたは教育目的で使用される場合にのみ提

供します。対象者は、子どものアスリートに個人的な贈り物を提供することはできません。

xii. 公平性を促進します。子どもに対するあらゆるいじめに立ち向かい、断固たる態度で対処します。

xiii. 発生したすべての事件または怪我について、公式の事故・事件報告書を用いて、提供された治療または講じられた措置の詳細とともに、書面で記録します。

16. 虐待および不適切な慣行の分類

これは、虐待行為や不適切な慣行を網羅的に列挙したものではありません。個々のケースは異なるため、保護上の懸念が生じる可能性のある問題の種類について、例示として示したものです。児童虐待は、成人または他の児童によって行われる可能性があります。

不適切な慣行とは、ITF の要求基準を満たさず、ITF の保護行動規範に違反する可能性のある、対象者による行動です。不適切な慣行は、児童にとって直ちに危険または意図的に有害となるわけではありませんが、危害のリスクを引き起こし、悪い手本となる可能性があります。

不適切な慣行の例としては、安全なトレーニングや競技環境を提供しないこと、競技参加中の選手への適切な注意を払わないこと、コート外での監督の欠如、インターネットやソーシャルメディアプラットフォームおよびアプリを通じたオンラインコミュニケーションの不適切な使用、薬物やアルコールの影響下にある児童との活動、児童の前での喫煙、罵倒、または攻撃的な行動などが挙げられます。

児童虐待とは、18 歳未満の児童に対する、故意の作為または不作為による、あらゆる形態の身体的、精神的、性的嫌がらせ、虐待、または怠慢であり、傷害または危害につながるものです。虐待には、児童または児童集団の世話を担当する被保険者が、児童の福祉を守る適切な方法で行動しないことを意図した虐待、行為、または怠慢を含む一連の行為が含まれます。

ネグレクトとは、児童の基本的な身体的および／または心理的ニーズを継続的に満たさないことであり、児童の健康または発達に深刻な障害をもたらす可能性があります。児童に対するネグレクトとは、親、保護者、または被保険者が以下のことを怠ることを指します。

- 十分な食料、衣服、住居の提供（自宅からの排除や遺棄を含む）。
- 児童を身体的および精神的危害や危険から保護すること。
- 適切な監督を確保すること（不適切な保護者の活用を含む）。
- 適切な医療または治療へのアクセスを確保すること。

また、児童の基本的な感情的ニーズへの配慮を怠ったり、それに応えなかったりすることもネグレクトに含まれます。エリートテニスやスポーツ界では、選手のパフォーマンスの低さに対する被保険者（コーチングスタッフや保護者など）の否定的な反応によって、心理的および精神的ネグレクトが悪化する可能性があります。

身体的虐待 – 殴る、蹴る、揺さぶる、投げる、火傷を負わせる、噛む、熱湯をかける、窒息させる、溺れさせる、毒を盛る、薬を誤用する、またはその他の方法で子供に危害を加えること。身体的危害は、親または保護者が子供の病気の症状をでっち上げたり、故意に病気を誘発したりした場合にも発生する可能性があります。スポーツにおいては、子供を懲らしめたり、罰したり、従わせたりするための身体的接触、または過度、不適切、または危険なトレーニング方法によっても身体的危害または傷害が発生する場合があります。これには、選手またはアスリートが負傷しているにもかかわらず、競技に参加することを強要し、その結果、傷害を悪化させることも含まれます。身体的虐待の他の兆候としては、説明のつかない傷害、

または偶発的ではない、または他者によって引き起こされたとか考えられない身体の一部の傷害などがあります。

精神的虐待 – 子供に対する継続的な精神的虐待であり、子供の情緒発達に深刻な悪影響を及ぼします。精神的虐待には、子どもを無視したり、排除したり、意図的に沈黙させたり、スポーツ環境内またはスポーツ以外の場所での通常の社会的交流への参加を妨げたりすることで、子どもが意見を表明する機会を奪うことが含まれます。子どもは、自分の価値や尊厳はスポーツでの成功にかかっていると感じさせられる可能性があります。コーチや親などの大人は、子どもが明らかに達成できないスポーツのパフォーマンスについて非現実的な期待を抱きます。子どもは、精神的苦痛を与えることを意図した、悪口や差別的な発言を含む、繰り返しの批判、皮肉、屈辱的な言葉や行動にさらされることがよくあります。試合中やトレーニング中の子どもに対するいじめ（ネットいじめを含む）、搾取、または墮落は、子どもに永続的な精神的ダメージを与える可能性があります。他の子どもへの虐待を目撃したり聞いたりすることも、子どもにとって精神的にダメージを与える可能性があります。子どもは特定の状況下で精神的虐待を受ける可能性があります。

精神的虐待は、他のあらゆる虐待や虐待行為において、ほとんどの場合、有害な要因として関与しています。

性的虐待とは、子どもが何が起きているかを認識しているかどうかに関わらず、嫌がらせや強制を含む手段によって、子どもに性的行為を強制または誘引することです。

これらの行為には、不適切な身体的接触が含まれる場合があります。これには、挿入による暴行（例：レイプ、オーラルセックス）や、挿入を伴わない行為（自慰、キス、擦り付け、衣服外での性的接触など）が含まれます。

性的虐待には、子どもが明らかに不快に感じる継続的な身体的接触（子どもが表明しているかどうかに関わらず）や、子どもにポルノの視聴を強制または誘引したり、わいせつな画像の配布、共有、作成（しばしば「セクスティング」と呼ばれます）に関与させたり、ライブストリーミングやウェブカメラを介したオンラインでの自慰行為など、非接触行為も含まれます。

グルーミングとは、児童の信頼を得て関係を築き、加害者との性行為が正常であるか、児童には選択の余地がないと思わせるためのプロセスです。これはしばしば非常に綿密に計画され、長期間にわたって行われることがあります。

グルーミングのプロセスには、加害者が主導権を握り、正当化する身体的接触も含まれます。これは、コーチング活動の一環として行われる場合もあれば、通常のトレーニング以外での遊び心のある接触（例えば、くすぐりやレスリング）、愛情表現などである場合もあります。

この身体的接触は、しばしば専門職の枠を超え、例えば、児童を長く、あるいは繰り返し抱きしめる、児童に大人の膝の上に座るように頼む、「抱きしめる」、あるいはトレーニング、旅行、宿泊のあらゆる場面で不必要または長時間の身体的接触を維持することなどが挙げられます。

インターネットを介したテクノロジーや接触は、オフラインまたはオンラインでの児童に対する性的虐待のためのグルーミングプロセスを促進するためにも利用される可能性があり、成人男性または成人女性、あるいは他の児童によって行われる可能性があります（現在、「児童による児童への」虐待と呼ばれています）。

児童に対する性的虐待の加害者は、多くの場合、スポーツのコーチ、役員または管理者、医師、教師、メンターなど、児童と関わる組織や活動に雇用またはボランティアとして参加し、個人的な関係を築き、そ

の役割によってアクセスできる児童を虐待する意図を持っています。

いじめは、児童または児童のグループが他の児童に対して、または大人が児童に対して行う可能性があり、多くの場合、力関係の不均衡が伴います。いじめは、スポーツ、教育、社会活動など、児童が参加するあらゆる環境で発生する可能性があります。いじめはしばしば執拗であり、様々な形をとります。

スポーツにおけるいじめには、「入団式」などの屈辱的な儀式を伴う「いじめ」や、子どものスポーツ能力や個人的なパフォーマンスについて絶え間なく軽蔑的な発言をすることで子どもに苦痛を与える「いじめ」も含まれます。

子どもは、次のような投稿を含むオンライン上のサイバーいじめの対象となる可能性があります。

過激化と過激主義

過激化とは、人がテロリズム、あるいはテロリズムにつながる過激主義を支持するように影響を受けるプロセスを指します。ここでの脆弱性とは、状況、経験、または精神状態により、過激主義的なイデオロギーに誘導される可能性のある子どもたちを指します。

子どもたちは様々な方法で過激化に引き込まれる可能性があります。過激化のプロセスにおいて、脆弱な人々がテロ関連活動に引き込まれるのを防ぐための介入が可能です。対象者が過激主義的または過激な行動や活動に関与しているという懸念が生じた場合は、対応し、当該国の法定当局または警察、あるいは ITF セーフガーディングチームに報告する必要があります。

女性器切除 (FGM)

この処置（女性器を意図的に切除、傷付け、または変更する処置で、女性割礼または切除とも呼ばれ、スナ、グドニン、ハラレイ、タフル、メグレズ、キタンなどとも呼ばれます）は、通常、幼児期から 15 歳までの少女、特に思春期が始まる前に行われます。痛みを伴い、女性と少女の健康に深刻な害を及ぼす可能性があります。FGM を行う医学的な理由はありません。英国では違法であり、すべての女性と少女は FGM を拒否する権利を有しています。

現代の奴隷制と児童搾取

人身売買は、搾取または商業的利益のために、欺瞞または強制によって人々を移動または募集する、現代の奴隷制です。児童人身売買は虐待です。

子どもたちは徴兵、移動、移送され、搾取され、強制労働を強いられ、あるいは売買されます。現代の奴隷制の主な形態は、強制労働、強制犯罪、強制結婚、性的搾取、家事労働、児童奴隷制です。テニスやスポーツの現場では、子どもが性的暴力や、経済的虐待、八百長などの汚職といったその他の犯罪行為のために搾取される可能性があります。

18. 虐待と不適切な行為の特定

虐待を認識することは必ずしも容易ではありません。また、テニス界で働く人々が、虐待が現在行われているか、あるいは既に行われているかを判断する責任はありません。誰もが、抱えている懸念や、子どもから懸念を打ち明けられた際に、積極的に行動する責任があります。

個々のケースは異なりますが、子どもが虐待を受けていることを示す主な兆候としては、以下のようなもの

があります。

- 虐待を受けたと告げる。
- 虐待行為を目撃した、または聞いたと告げる。
- 打撲、切り傷、やけどなど、説明のつかない、あるいは疑わしい怪我（特に、通常は偶発的な怪我をしにくい部位に見られる怪我）
- 他人が故意に引き起こしたとしか考えられない怪我
- 自傷行為の可能性を示す怪我や痕跡• 非常に静かになる、引きこもる、突然怒りを爆発させる、または行動が変化するなど、説明のつかない行動の変化。
- 不適切な性意識を持つ子ども。
- 性的に露骨な言語や行動をとる。
- 通常であれば信頼を期待される相手への不信感。
- 不衛生な個人衛生、洗濯されていない、または汚れた衣服。
- 悪天候に適さない服装、またはトレーニングの準備が整っていないこと（例：用具の状態が悪い）。
- 明らかな理由のない体重の減少または増加。
- 過食や食欲不振を含む食習慣の変化。
- 常に一人にされたり、監督されていない子ども。

19. 傾聴の文化

安全保護のための堅牢で透明性のあるガバナンス体制は不可欠であり、ITF は、オープンな文化と懸念事項を報告できる方法を構築するために、あらゆる合理的な措置を講じます。

これには、意見を述べる権利を有する子どもたちの声に耳を傾け、適切な場合には、子どもたちに影響を与える決定に子どもたちを関与させることが含まれます。ITF は常に子どもたちの最善の利益のために行動し、可能な限り、子どもたちの意見（子どもの場合は、必要に応じて両親／保護者の意見も）を求めます。その際、子どもの年齢、理解力、能力を考慮します。ITF は常に、危害のリスクを増大させない適切な措置を講じます。

20. 告発への対応方法

子どもが虐待を受けた、または虐待の危険にさらされていることを告発した場合、最優先事項は、子どもをさらなる危害から守ることです。緊急の場合は、警察または法定当局に通報する必要があります。

このような場合、対象者は以下を実施する必要があります。

- 子どもの身体的安全と健康を直ちに確保する。
- 子どもが負傷または痛みを感じている場合には、医師の診察を受ける。
- 情報を開示した子どもが対話を主導し、自由に自分のペースで話せるようにしてください。
- 子どもの話を聞き、質問は説明を求めるために必要な最小限にとどめてください。
- 秘密を守る、または話さないと約束しないでください。
- 子どもを安心させ、子どもの話を真剣に受け止めてください。
- 子どもの安全を確保するために、どのような措置が取られ、誰に伝えられるかを説明してください。
- 犯罪が行われた疑いがある場合は、直ちに警察に連絡し、物的証拠、法医学的証拠、その他の証

拠を保管してください。

- ITF セーフゲーディング・マネージャーまたは指定セーフゲーディング・オフィサーに通知し、助言を求めてください。
- 状況、発言内容、聞き取り、目撃内容、そして誰がそれをしたかを、詳細かつ完全に記録してください。

21. 保護上の懸念事項の報告義務

対象者が保護上の懸念事項を認識する方法は、情報開示だけではありません。対象者は、事件や行動を目撃したり、報告を受けたり、児童が重大な危害を受けている、または受ける危険があるという懸念を引き起こす情報を発見したりするかもしれません。

これらの懸念事項については、直ちに行動を起こし、当該国の児童保護を担当する警察または法定当局に報告しなければなりません。他の人が報告してくれるとは考えないでください。そうすることで、児童は直ちに保護され、証拠が保全され、被害者、被疑者、または重要な目撃者が国を離れる前に、徹底的な調査が行われる可能性が高まります。

法定当局または警察に連絡した後は、直ちに ITF 保護管理者または指定保護責任者に通知しなければなりません。安全保護に関する懸念への対応には、結果を左右する要因が数多く存在するため、個々のケースに応じて適切な対応が取られます。

要約すると、対象者はまず以下の行動をとるべきです。

- 認識する - 不適切な慣行または虐待とは何かを認識する。
- 対応 - 安全が確保できる場合は介入または異議を申し立てる。 - 放置しない。
- 報告する - 子どもが差し迫った危険にさらされている、またはリスクにさらされていると感じる場合は、警察に直接懸念を報告する。
- 報告する - ITF の安全保護マネージャーおよび／または指定安全保護責任者に懸念を報告し、そのアドバイスに従う。
- 記録する - ITF の安全保護報告書に詳細な記録を作成する。この報告書は、ITF のウェブサイトからダウンロードできます。

どのように報告すればよいですか？

ITF のトーナメントまたはイベントで指定安全保護責任者に直接報告するか、以下の連絡先を使用して ITF 安全保護チームに報告することができます。口頭での通知も可能ですが、可能な限り書面による報告が最良の報告方法です。

ITF のセーフゲーディングに関する照会フォームは、ITF のウェブサイトからダウンロードできます。開示またはセーフゲーディングに関する懸念事項への対応時にこのフォームにアクセスできない場合は、以下の他の報告方法をご参照ください。

書面による記録には、可能な限り以下の情報を含める必要があります。

- 事件または開示が発生した場所、日時、関係者（被害者）、行動に懸念のある人物、その他の目撃者、懸念事項を報告した人物とその連絡先、懸念事項を報告した相手。
- 状況、発言内容、聞き取り内容、目撃内容に関する事実に基づく書面による記録。

これらの記録は、調査、尋問、裁判手続き、懲戒手続き、および／または品質保証の証拠として使用さ

れる可能性があるため、可能な限り正確かつ事実に基づいたものでなければならないことに留意することが重要です。

ITF へのインシデントまたは懸念事項の報告：

ITF ウェブサイトのセーフゲーディングページ：www.itftennis.com/safeguarding

メール：safeguarding@itftennis.com

電話：+44 (0) 208 392 4701（自動音声サービス）

SMS：+44 (0) 7786 200690（SMS）

メッセージに「ITFSAFE」と入力すると、受信確認が届きます。

書面：ITF セーフゲーディング・マネージャー

インテグリティ&デベロップメント部門

ITF, Bank Lane, Roehampton, SW15 5XZ, UK

直接（イベント会場にて）。報告は、各トーナメントまたはイベントの指定セーフゲーディング担当者に提出できます。

上記のいずれかの方法で提出された報告は、ITF セーフゲーディング・チームに直接送られ、厳重に機密扱いされます。

営業時間外および週末：

国際緊急電話番号

クリック：国際緊急電話番号

<https://www.anothertravel.com/travel-advice/international-emergency-phone-numbers/>

各国における国際的な児童保護に関するアドバイスを提供する秘密厳守のヘルプラインやウェブサイトについては、

こちらのウェブサイトが役立つかもしれません：

クリック：Child Helplines - Child Helpline International または貼り付け：

<https://childhelplineinternational.org/helplines/>

英国の秘密厳守ヘルプライン - 24 時間年中無休の子ども向けヘルプ

チャイルドライン：0800 1111

全国児童虐待防止協会（NSPCC）：0808 800 5000

英国 - Samaritans：0116 123 またはメール：jo@samaritans.org

クリック：<https://www.samaritans.org/branches/>

22. 私の報告はどうなりますか？

すべての報告は、ITF セーフゲーディング・マネージャーまたはセーフゲーディング・チームによって審査され、通常 24 時間以内に受領確認が行われます。開示またはセーフゲーディングに関する懸念事項への対応においては、関係者全員の機密性が厳格に保持されるよう、あらゆる努力が払われます。

情報は「知る必要のある者」のみに取り扱われ、伝達されるよう徹底することが重要です。また、直接関係者または影響を受ける者には情報を提供し、必要に応じてケースを通してサポートを提供します。

セーフゲーディングに関する開示および懸念事項は、ITF セーフゲーディングおよびケースマネジメント手順に従って対応されます。すべてのセーフゲーディングに関する報告およびケースマネジメントの記録は、機密性を保ち、詳細かつ正確な情報として保管されます。

ITF は以下の場合、調査を主導および／または調整します。

- ITF が主たる管轄権を有する ITF の競技会、イベント、またはテニス活動において事件が発生した場合。
- リソースまたは専門知識の不足のため、各国協会から要請された場合。
- 各国協会が適切な保護に関する方針および手順を整備していない。
- 地域レベルで利益相反の可能性がある。
- 調査が複数の国または地域の管轄区域にまたがっている。
- 問題が適切に処理されることを確実にする必要がある。

ITF は、テニスにおける児童の安全と福祉に関する懸念を誠意を持って報告する対象者を全面的に支援します。

対象者が、a) 事件または保護に関する懸念を報告した、または

b) 保護に関する調査もしくはその後の手続きに参加したことを理由に、他の者に対して報復行為を行ったり、報復行為を試みたりすることは、この方針に違反します。

23. データ保護と情報共有

英国政府は、保護実務者向けの情報共有に関するアドバイスを発行し、情報共有の「7つの黄金律」を説明しています。

- i. 2018年データ保護法および人権法は、正当な情報共有の障壁となるものではなく、生存する個人の個人情報が適切に共有されることを確保するための枠組みを提供するものであることを忘れないでください。
- ii. 情報を共有する理由、内容、方法、および誰と共有される可能性があるかについて、最初から個人（および／または該当する場合はその家族）に率直かつ誠実に話し、同意を求めてください。ただし、安全または不適切な場合を除きます。
- iii. 関連する情報の共有について疑問がある場合は、可能な限り個人の身元を明かさずに、他の専門家に助言を求めてください。
- iv. 適切な場合はインフォームドコンセントを得て情報を共有し、機密情報の共有に同意しない人の意向を可能な限り尊重してください。ただし、安全が脅かされる可能性があるなど、正当な理由があると判断された場合は、同意なしに情報を共有することもできます。
- v. 安全と幸福を考慮する：情報共有の決定は、個人とその行動によって影響を受ける可能性のある他の人々の安全と幸福を考慮して行ってください。
- vi. 必要、適切、関連性、適切性、正確性、適時性、安全性：共有する情報が、共有する目的に必要であり、必要な個人とのみ共有され、正確かつ最新であり、適時に共有され、安全に共有されることを確認してください。

vii. 情報を共有するかどうかに関わらず、決定内容とその理由を記録してください。共有する場合は、何を、誰と、どのような目的で共有したかを記録してください。

ITF は上記のガイダンスに従い、18 歳未満の児童へのテニスまたはスポーツにおける危害のリスクを防止または管理するために必要かつ相当な範囲で、国際／地方の法定当局または警察、地域および国内協会、女子テニス協会（WTA）、男子プロテニス協会（ATP）、その他のテニスまたはスポーツ団体と安全保護情報を共有する場合があります。

ITF のプライバシーに関する通知（プレーヤーおよび参加者の種類ごとに異なります）は、

<https://www.itftennis.com/en/about-us/privacy-notice/?type=privacy-notice> でご覧いただけます。これらの通知では、ITF が個人データを処理する方法について詳細が説明されています。

24. 安全保護に関する支援と監督

開示または安全保護に関する懸念への対応は、被害者または加害者に関わる人々の精神的および身体的健康に影響を及ぼす可能性があります。その影響はすぐには明らかにならない可能性があるため、上級保護責任者、保護管理者、人事部は、保護活動に直接関わる全員を対象に、重大インシデントに関する報告会を手配する必要があります。

臨床監督を行うために必要な専門知識を持つ専門家が、この報告会プロセスに参加することもできます。追加のサポートが必要だと感じる人は誰でも、人事部または保護チームを通じて、秘密厳守でこの報告会にアクセスできることが重要です。

25. 危機管理計画

安全保護事案発生後の ITF、地域協会、各国協会へのメディアからの問い合わせおよび連絡はすべて、ITF 安全保護チームとコミュニケーションチームによって策定されます。コミュニケーション戦略の中核となるのは、機密保持と、関係するすべての児童の身元保護です。これにより、さらなる危害のリスクを防止します。

また、調査の開始または終了前に、申し立ての対象となった対象者の身元を保護することも考慮する必要があります。これは、司法手続き上の問題や、ITF およびテニス界の評判を損なう可能性のある悪評を防ぐためです。

26. 内部告発に関する方針

ITF は内部告発に関する方針を運用しており、従業員ハンドブックに掲載されています。内部告発とは、1998 年公益情報開示法に基づく「適格開示」を行うことを指します。適格開示には、以下のいずれかの状況が含まれます。

- i. 刑事犯罪
- ii. 冤罪
- iii. 健康と安全に対するリスクを生じさせる行為
- iv. 環境への損害を引き起こす行為
- v. その他の法的義務違反
- vi. 上記いずれかの隠蔽

上記の基準はいずれも、セーフゲーディング事案に関連する可能性があります。ITF は、すべての従業員に対し、この内部告発方針に基づき懸念事項を表明することを奨励しており、適切な方法で懸念事項を表明すれば法律によって保護されることを理解しています。

内部告発方針は、「適格開示」を行う方法、および適切な措置が講じられていないと思われる場合に、事務局長レベルへの内部エスカレーション、または法執行機関および法定機関への外部エスカレーションの経路を明確に規定しています。

承認日：2024年12月5日

発効日：2025年1月1日

次回見直し期限：2025年12月1日

